

解説

零細企業向け「IFRS for SMEs」の適用に関する指針について

公認会計士 ひぐち なおふみ
樋口 尚文

日本公認会計士協会自主規制・業務本部 いし い かずとし
石井 和敏

1 はじめに

IFRS財団・国際会計基準審議会 (IASB) は、2013年6月27日に、零細企業 (Micro-sized Entities) が、「IFRS for SMEs (中小企業向け国際財務報告基準)」を適用するにあたって一助となるための指針 (Guide for Micro-sized Entities Applying the IFRS for SMEs、以下「零細企業向けSME基準適用指針」又は「適用指針」という。全99頁) を公表した¹。

本稿では、零細企業向けSME基準適用指針の構成を簡潔に説明したい。なお、本稿の意見の部分は筆者の私見である。

2 公表の経緯

IASBは、2009年7月にIFRS for SMEs (以下「SME基準」という。) を公表しており、SME基準は現在80か国以上で、既に適用済み又は適用が予定されている。それらの国においては、従業員がほんの数名程度し

かないような大変多くの零細企業にもSME基準が適用されている。

IASBは、既にSME基準を適用済みか、将来適用を考えている零細企業に即した指針の開発の要望に応じることとなった。作成にあたっては、IFRS財団のSME導入グループ (SME Implementation Group) の支援を受けた上で、IASBスタッフが零細企業向けSME基準適用指針を策定している。

なお、本適用指針は、零細企業向けに新たに設定された「基準」ではなく、あくまでもSME基準を適用するための「指針」であり、SME基準の抜粋と参照であることに留意されたい。したがって、本適用指針はIASBが承認した1組の会計基準 (すなわち、SME基準そのもの) ではない。

3 適用指針の概要

(1) 作成方法

適用指針は、SME基準から、典型的な零細企業に必要があると思われ

る要求事項だけを抜粋・抽出している。SME基準を適用する上で零細企業にとって参考となるような更なる指針や設例を追加している項目があるものの、資産・負債・収益・費用の認識及び測定原則、表示や開示の原則を一切修正していない。なお、適用指針にて記載していない項目についての取引がある場合は、SME基準本体をクロスリファレンスによって参照することとなる。

このように適用指針は、編集の都合による一部の文言修正等を除き、SME基準を修正するものではない。結果的に、本適用指針に準拠することによって、零細企業はSME基準を修正することなく財務諸表を作成したことになる。そのため、財務諸表の注記や監査人の監査報告書にて、SME基準に従って財務諸表を作成した旨を記載することができる。

(2) 適用範囲

適用指針は、零細企業を具体的には定義していないが、各国・法域は、数量基準又は典型的な特徴の指標を示すことで、零細企業の定義を定量・

定性的に示すことができる。零細企業は、通常極めて小規模な企業体であり、取引は単純で下記のような典型的な特徴を持つ。

- ① 数名の従業員で、経営者が所有者である。
- ② 収益及び総資産の水準は低い又は控え目 (moderate) である。
- ③ さらに、
 - (i) 子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャーへの投資はなく、
 - (ii) 複雑な金融商品を保有・発行しておらず、
 - (iii) 財貨又はサービスと交換に従業員又はその他の者に株式あるいは株式オプションを発行していない。

(3) その他

各国・法域は、零細企業向けの独自の類似な指針を作成する際に、適用指針を検討の起点として用いてもよい。例えば、零細企業を含めて、ほとんどすべての企業が、確定給付型年金を有する場合などである。また、セクションの順序はSME基準と同一になっているほか、用語集・研修資料等は適用指針向けに改められていないⁱⁱ⁾。

4 適用指針の構成

(1) 全体構成とSME基準への参照及び設例

適用指針の構成は簡素である。まず、SME基準のセクションごとに「この指針で対応していない状況」(Situations not addressed by this guide) が例示され、例示に該当する場合はSME基準を参照するように誘導される。次に、個別項目を扱うSME基準のセクションから抜粋・抽出された個別テーマごとの指針や設例が記載される。

(2) 適用指針の範囲 (セクション1)

適用指針の利用については、既に記述したとおり、典型的な零細企業で、子会社等への投資はなく、複雑な金融商品を保有又は発行しないことが想定されている。

零細企業においては、所有者である経営者及び税務当局への提出目的のみである場合が多いが、それらの目的のみであれば、一般目的財務諸表には該当しない。適用指針は、零細企業が、税法や各国法に準拠した財務諸表を作成することを意図していないが、零細企業がそれらの目的に従った財務諸表を作成する上で役立つこともある。

(3) 概念及び全般的な原則 (セクション2)

- ✓ SME基準を適用する零細企業の財務諸表の目的は、企業に対して、自己の特別な情報ニーズに合わせた報告書を要求する立場にない広範な利用者の意思決定に有用な、当該企業の財政状態、業績、キャッシュ・フローに関する情報を提供することにある。
- ✓ 財政状態、業績、キャッシュ・フロー及び資産、負債、持分、収益、費用の定義はSME基準と同一である。
- ✓ 財務諸表項目の構成要素の認識や発生主義の考えも、SME基準と同一である。
- ✓ 財務諸表項目の測定に関しては、適用指針では原価ベースの測定が大半である。ただし、株式投資 (セクション11-12)、非現金資産の所有者による拠出の測定 (セクション22)、資産の減損 (セクション27) などは公正価値測定を求めている。資産の公正価値については、個別のセクションに該当があ

るが、この項目でまとめて記載してある。

(4) 財務諸表の表示 (セクション3-8)

SME基準では、表示はセクション3から8まで取り扱われているが、適用指針では1つにまとめて記載している。適用指針の中の主な項目を以下に示す。

- ✓ 財務諸表は、企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローを適正に表示しなければならない。
- ✓ この適用指針の要求事項を満たし、財務諸表がこの適用指針に準拠する企業は、SME基準に準拠している旨、明示的にかつ留保条件なしに記載しなければならない。
- ✓ この適用指針における財務報告の原則は、継続企業を前提としている。継続企業の前提の検討において、経営者は報告日から少なくとも12か月のすべての入手可能な情報を検討しなければならない。
- ✓ 報告の頻度、表示の継続性、比較情報、重要性と合算並びに財務諸表の特定も、SME基準と同一の指針が設けられている。
- ✓ 完全な1組の財務諸表には、SME基準と同様に、次のすべてを含めなければならない。
 - (a) 財政状態計算書
 - (b) 損益及び利益剰余金計算書、若しくは損益及び持分変動計算書
 - (c) キャッシュ・フロー計算書
 - (d) 重要な会計方針の要約及びその他の説明情報で構成される注記
- ✓ 上記(b)については、当期及び比較期間の持分の変動が純損益、配当支払、前期の誤謬の修正及び会計方針の変更のみの場合は、損益

及び利益剰余金の変動を1つの計算書で表示することを選択できる。

- ✓ 財務諸表(a)~(d)については、本適用指針のG32以降に例示がある。
- ✓ 注記に関してもSME基準と整合するような指針が設けられている。

(5) その他の個別のテーマ(セクション9-35)

これらの項目も、特に複雑な内容を取り扱っていないので、基本的な要求事項は2009年7月にSME基準が公表された際の本誌の解説をご覧くださいⁱⁱⁱ。

適用指針の構成は、SME基準を参照すべき指針で取り扱っていない例、SME基準からの抜粋(適宜設例を含む)の順となっている。

本稿ではすべてを紹介できないので、例示としてセクション23「収益」の構成及び「指針で対応していない状況」並びに設例を示す。

- ✓ セクション23「収益」の構成(全7頁、SME基準本文は14頁)

- このセクションの範囲
- 収益の測定
- 収益取引の識別
- 財貨の販売
- サービスの提供
- 工事契約
- 進行基準(以下に設例を付した)
- 利息
- 開示

- ✓ 以下のような一般的な零細企業にとって、複雑な状況が存在する場合、SME基準本文を参照する。下記の括弧書きがSME基準の本文である。

(a) 企業が、ロイヤルティ又は配当を生む企業資産の第三者による利用から生じる収益を計上す

る場合(SME基準パラグラフ23.1(d)、23.2(b)及び23.28-23.30参照)。

(b) 企業が財貨又はサービスを異種の財貨又はサービスと交換する場合(SME基準パラグラフ23.6-23.7参照)。

(c) 企業が、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを有する場合、例えば、顧客が将来において無償又は割引価格の財貨又はサービスに交換することができたポイント特典など(SME基準パラグラフ23.9参照)。

(d) 企業が単一のパッケージとして同時に交渉される複数の工事契約を有する場合、若しくは企業が多数の資産を取り扱い、それらの資産が別個に交渉される、単一の契約を有する場合(SME基準パラグラフ23.8及び23.18-23.20参照)。

- ✓ また、適用指針に設けられた進行基準の計算例を示す。当該設例はSME基準には記載がないものであるが、零細企業の適用を支援するものであり、SME基準自体の要求事項を修正するものではない。

工事業者は建物の建設を請け負う固定金額CU2,000の契約を有している。業者による原価の当初の見積りはCU1,200である。建物の竣工まで2年と期待されている。プロジェクト1年目の終了時点(20X1年12月31日)で、原価はCU800発生し総原価の見積りは変わらない。

工事は20X2年中に終了した。実際の総原価はCU1,250であり、追加原価は工事終了時点で発生し、

20X1年の財務諸表作成時点では予見不能であった。

業者は、見積もられた総原価に対して、測定当日まで実施された作業のために発生した原価により工事契約の進捗度を決定する。

20X1年12月31日時点では工事は66.7%完成している：CU800の原価÷CU1,200の見積り総原価=66.7%

20X1年に業者は収益と費用を、それぞれCU1,333(つまり、66.7%×CU2,000の総期待工事収益)とCU800認識し、20X1年の利益はCU533となる。

20X2年に業者は収益と費用を、それぞれCU667とCU450認識する。したがって、20X2年の利益はCU217となる。

(6) 適用指針が設けられているSME基準のセクション番号と個別の基準の一覧

各セクションでは、(5)に記載のとおり、まずSME基準へ参照すべき場合が示されている。例示されたような複雑な項目がない限り、零細企業は適用指針を読み進め、該当する項目に従い、認識・測定・表示及び開示の要求事項を満たしていくことになる(次頁表1)。

5 適用指針のない項目

3. (1)及び(2)に記載のとおり、典型的な零細企業に該当がないと思われる項目は、指針が全く作成されていない。したがって、以下の項目に該当する取引、事象及び状況がある場合は、常にSME基準本文を参照することになる(次頁表2)。

【表 1】

セクションの番号	内 容
2	概念及び全般的原則
3-8	財務諸表の表示
10	会計方針、見積り及び誤謬
11-12	金融商品
13	棚卸資産
17	有形固定資産
18	のれん以外の無形資産
20	リース
21	引当金及び偶発事象
22	負債及び資本
23	収 益
24	政府補助金
25	借入費用
27	資産の減損
28	従業員給付
29	法人所得税
30	外貨換算
32	後発事象
33	関連当事者についての開示
35	「SME基準」への移行

【表 2】

セクション番号	内 容
9	連結及び個別財務諸表
14-15	関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資
16	投資不動産
19	企業結合及びのれん
26	株式報酬
31	超インフレ
34	専門的活動

6 さいごに

本稿では適用指針の内容を概観したが、適用指針はSME基準の理解を促進するための抜粋であり、ボリュームは少なくはないが、興味のある方は原文を一読することをお勧めする。内容に難解なものはないことに気付くであろう。

そもそもSME基準が設定されたのは、公的な説明責任のない企業も、

国境を越えた①投融资、②信用格付け及び③取引先の調査が必要なことから、SME向けの国際的な一般目的財務諸表作成基準の要望があったからである。

3. (1)で述べたとおり、適用指針の公表により、零細企業は適用指針に準拠することで、SME基準の財務諸表を作成し、(各国の法的な要求や、零細企業の必要に応じて) 監査報告も受けることができるとIASBはプレスリリースで公表しており^{iv)}、

より容易に上記①～③の目的を満たせるだろう。

SME基準は日本公認会計士協会が翻訳し、IASBのウェブサイト公開されており、登録をすれば、誰でも無料で閲覧できる。適用指針も、今後、日本語を含む世界各国の多数の言語に適宜翻訳され、SME基準及び本適用指針が広く普及されることが期待される。

〈注〉

- i IASBのウェブサイトの“IFRS for SMEs”のページに“Guidance for micro-sized entities”として掲載されている(2013年9月現在)。
- ii 該当する取引の処理が適用指針に含まれていない場合、更には本適用指針に含まれていない用語集やIFRS財団が公表している研修資料を入手したい場合には、IFRS財団のウェブサイトよりすべて入手可能である。
- iii 『会計・監査ジャーナル』No.652(2009年11月号)「IFRS for SMEsの概要」
- iv IFRS財団/IASBのウェブサイト、2013年6月27日のプレスリリースでは、“Consequently, having applied the guidance, an entity's notes to the financial statements and auditor's report could refer to conformity with the IFRS for SMEs because this guidance does not modify the requirements of the IFRS for SMEs.”として公表している。